

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷六 邑智郡下（中編）

山崎
錦織穎亮

である。

本号では前号に続き、錦織穎之との共同作業により、卷六 邑智郡下のうちの十八村分を翻刻する。紙幅の関係で、本巻（卷六 邑智郡下）は前編・中編・後編の三編に分かつことになった。本稿はその中編にあたる。今回の翻刻では、市木村・都賀西村・今井村・宇津井村の四村は浜田藩領であったが、それ以外の村々は銀山領に属していく、津和野藩領の村は含まれていない。

本稿は、前号までと同様、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となつた「邑智郡神社書上帳」等と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成ったものである。

翻刻／『石見国神社記』卷六 邑智郡下（中編）

市木村・上野村・都賀「本郷」村・畠田村・井戸谷村・塩
(鹽) 谷村・長藤村・潮村・都賀西村・今井村・宇津(都)
井村・宮内村・比敷村・伏谷村・村之郷村・布施村・八色
石村・都賀行村

はじめに

『石見国神社記』全十巻八冊（巻一 安濃郡、巻二 遷摩郡、巻三 那賀郡上、巻四 那賀郡下、巻五 邑智郡上、巻六 邑智郡下、巻七・巻八 美濃郡、巻九・巻十 鹿足郡）は、一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査——明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の太政官布告⁽¹⁾に基づく——の報告に依拠しつつ、各社伝や棟札から的情報をも加味して、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三—一九〇六）⁽²⁾が、独自の解釈も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作

註
(1) 安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と國家』（岩波書店、一九八八年）、四三五頁。

(2) 藤井宗雄が中心となって、銀山領と浜田藩において実施された神社調査の報告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」（三八五）「寺社史料」における整理番号を示す。以下同じ）、「遷摩郡神社書上帳 上下」（三八二）、「那賀郡神社書上帳」（二四九）、「那賀郡神社書上帳 一二（三八三）」、「邑智郡神社帳 上」（二四八）、「美濃郡神社書上帳 上」（三八四）である。（山崎）

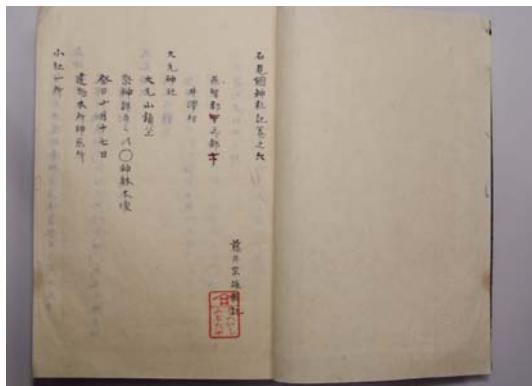
翻刻の凡例

- 『石見国神社記』卷六 邑智郡下は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年十一月とある。邑智郡内の五十九村分が収められている。本号ではそのうちの十八村分を翻刻した。
- 原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換える指示は、もとの文字上に抹消線「—」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従って訂正してある。
- 原文の記述の内容は、元の資料となった「邑智郡神社書上帳 上」「邑智郡神社書上帳 中」「邑智郡神社書上帳 下」(島根県立図書館蔵「寺社史料」二四八)と対照させている。特に小社や森神の項目において、()は、書上帳等での異なる表記を、また「」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳等に見られる字句を示している。
- 旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。
- 変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)等は、小書きにしてそのまま用いている。
- 原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「(〇〇)」を付して正すか、「(ママ)」、もしくは「(〇〇カ)」と推定される字句を付した。
- 原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は「□」で示した。
- 読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。
- *は、翻刻者による註記を示す。

(山崎・錦織)



表紙



本文の一丁表

建物、本社・神樂所・拝所・鳥居

棟札、奉記石州邑知郡市木村豊明八幡三所大神社頭一字、康暦二庚申八月廿六

日遷宮

宗雄云、文もあれと無用の事なれハ省く、此棟札は明和の頃偽作せしものな

り、其は明和九年の金毘羅社の棟札に、奉記また社頭など文脈同しけれハな

り

棟札、奉造立八幡宮社檀一宇、永禄十一戊辰四月日、大願主四品陸奥守大江朝

臣元就、神主從五位下民部大輔藤原勝正、別当權大僧都法印智觀、裏に時務大

宅朝臣就元、藤原朝臣就久、大工藝州吉田五郎左衛門・新五郎

宗雄云、此頃は大願主と書こと稀にて大概大檀那、また本願など記し、別當

あれは社人より上席に記せり、また此頃は吉川元春の専ら此辺を掌し時なれば大概は吉川氏を載たり、猶考へし

奉再建立八幡宮神殿、宝暦五乙亥八月十五日、神主齋木撰津守重信、作事方兼

當組代宦中村綱右衛門行通、手附田中友平治・村井荻右衛門○拝殿再建、天保

十二辛丑年九月、大宮司齋木薩摩

神位、無し、但三代實錄止元慶四年二月八日、石見國正六位上相尾國社神、從

五位下とあり

宝器、濱田城主代々寄附御紋付灯燈○八角板厚八分径七寸八分、表に石見国杉

尾社、祝部勝長、豊明八幡宮、可レ為ニ安置之旨言、其國宜クレ令ニ承知有、

依院宣執達如レ件、承安二年八月十二日、権右中辨經房奉

宗雄云、是は杉尾社の社人勝長か八幡宮を勧請したる旨を言上せり、此旨をとあるに從てかく書上たり、天押日命と市杵嶋姫命を朝倉帝の御世に祀れる由なれと更に拠なく近頃巧ミ出せしものならむ、また麥尾を杉尾として三代

実録なる楣尾神としたれとはまた覺束なし、猶式内神社考の附録に云を見へし

祭日、九月四日

府に令せられたる物を写置もいかゝしく、また承知の下に有字もいかゝし、

猶考へし

天正十壬午年八月、前右馬頭制札

社領、無し

宗雄云、あり、馬場八幡宮の処に云を見へし

稻荷神社

本陣鎮坐○承応二癸巳年四月十七日、領主松平周防守康豊、山城国伏見より勧請

祭神、稻倉魂命・大山祇神・土御祖神「正体、靈符・玉串」

宗雄云、伏見の稻荷神社は宇迦之御魂命・猿田彦命・大宮賣命に坐す

祭日、六月十七日

建物、本社・鳥居

〔馬場〕八幡宮

馬場山鎮坐

祭神、品陀和氣命・姫大神・息長常姫命・相殿住吉神○神体、木像四

祭日、八月十三日、九月十九日

建物、本社・幣殿・神樂所・神輿舎・仮殿・鳥居

棟札、奉再建立馬場山三座八幡宮御社、天喜三年乙未八月日、市木村日向岡大

宮司齋木大部正林、裏に大旦那天津姓○両社上葺井神樂殿造営、久安元年乙丑

織部、裏に梵字あり○上葺神樂殿、正安三辛丑三月、齋木長門、願主天津道重

○奉再建立馬場山・岩窓両社、至徳二乙丑下春日、齋木八百道、大旦那三宅市

右衛門○奉社内悉造営、応永三十一年乙巳三月、齋木隼人正吉、大願主届主■

■、花押○奉上葺造営、明応四年寅、神主齋木式部、願主三宅姓

宗雄云、上件の棟札も実の物無く実物たるを知らず、其は少か文脈類し名称時代の風に違ふ

花押のある、此外心得かたき事多けれど、次なるも偽物あれとさのミい

はす、活眼の人は自然知へし、また至徳の岩窓両社あるは隨身の棟札にやト

建立、慶応四戊辰年九月十日、大宮司齋木薩摩、庄屋宮内慶太郎、寺本源三郎、傳五郎、以下名略

考↓

奉再建八幡大菩薩社壇一宇、永正十一年申戌九月吉日、別当福正寺住僧善達、
社司齋木民部太夫正隆○奉再建立八幡宮御宝殿一字、神主齋木神太夫、年月無
し○奉立八幡大菩薩御宝殿、永禄八年拾月十八日造畢、安藝国吉川治部少輔元
春御知所役人山縣本主、作事奉行福正寺高恩全澤、当社悉建立、于時永禄八年
乙丑拾月十六日、奉行福昌寺住僧○奉建立当社悉、毛利元政御代、催夫治郎左
衛門造畢、于時文禄五年九月十九日、神主民部大夫代○奉造宮八幡宮上葺、延
宝七年己未十月、齋木信濃守正直○奉寄進八幡宮鳥居、延宝八庚申九月、松平
周防守内篠原氏宗弘、花押、神主齋木信濃守正直○奉寄進八幡宮御舍二字、天
和二壬戌年五月、本願主松平周防守、催篠原武兵衛○奉寄進八幡宮舞台家_{屋敷}祢仕
替、正徳六年丙申、祠宦齋木内膳藤原正重○奉并講本社上葺一字、元文三戊午
年二月吉日、代官三浦良右衛門、祠官齋木伊豫守○奉再建八幡宮、元文三戊午
二月吉日、社司齋木伊豫守藤原正次○奉并講鳥居修覆、元文五庚申年六月吉日
○奉再造立馬場山八幡宮御神樂殿、安永三甲午吉祥月、代官福原氏英重、社主
齋木因幡守藤原正頼○奉再建馬場八幡宮御舎、天明二壬寅九月、社司齋木采女
進藤原正壽、代官渡邊八百右衛門○上葺、寛政六甲寅年八月吉日、社職齋木八
清頭藤原正壽、代官金子忠藏○再建拝殿、文化七年辛未三月○奉再建立幣殿一
宇、嘉永二己酉中秋○舞殿屋_根替、慶応元年乙丑九月○奉再建住吉大明神社、
文永六己巳三月、神主齋木織部
宝器、神輿、湯立釜、文禄四年九月、施主渡邊淡路入道
社領、高五石、此現米二石四斗一升四合
宗雄云、天保七年寺社領引渡に、高十石市木村八幡三社權現壹社領とあり、
三社は馬場・麥尾・生鹿の八幡宮なるへし、權現社は馬場山なり、然を馬場
と麥尾とに五石宛載て生鹿と權現にハ載す、いか
末社、金屋子社○神体、劍○棟札、上葺、文政十三庚寅年九月吉日、大宮司佐
伯連正行、施主今野屋清六○同、嘉永六癸丑年九月○再建、慶応二丙寅年三月

同、清正公_{*}社○神体、木像○棟札、奉新勧請清正公大神祇御社、弘化四丁未
九月、社主大宮司勸請願主齋木縫殿亮正賢、社建立願主寺本兵三郎信親
社人、齋木巖、家筋世代詳ならず、万寿三年右門正重より巖まで十三代相続

宗雄云、万寿は万治の誤ならむと思ふに權現社の處に万寿三丙寅九月と云事
あれハ誤に非す、然に世代十三世とあるは少世代なるか、素より年月も何も

偽作ものゆゑ自然と合さる処あり、また正重を正徳中の棟札に内膳正重と同
人と思ふに万寿を万治として年歴少か合はず、さて当村に齋木氏両家ありて
其本末詳ならず、按に馬場八幡宮そ本なる、其は社領も此社辺にあれば麥尾

八幡宮に半を分たるても知へく、また社人も馬場の方本家にて麥尾の方は
に伝て麥尾の方乏しきを曳て知へし、棟札の数多あるにても此社の表たるを
次男を召連て隠居せしものと思はる故に書類に於ては麥尾の方に所持せるを
想ふに隠居せし人の持出て所置せざる間ニ死たるなるへし、其は棟札は馬場

ス_{斯く}に傳て麥尾の方乏しきを曳て知へし、棟札の数多あるにても此社の表たるを
知へく、_{斯く}棟札の残れるにて書類も馬場に残るへきを麥尾の方にあるは持出たる

を知り、かくて次男の所為としてハかゝる事を為へきならねは隠居の次男を
連て分家せし事を推て知り、かくて其以前馬場にのみ社人のありしにて八幡
宮も此方か表たるを事の道理を考へて知へし、然れハ麥尾八幡宮は生鹿八幡宮
の如く一所地に就て分幣したるものならむ、猶考へし、当今此両家障あり、
本末を争ひ、神社も互に異称して其上に立むと為しを近頃中_中済ありて馬場八
幡宮・麥尾八幡宮と唱ふ事となりて新規の異称を停止し、両家も親族を離れ
て他人と為りて本末を言ぬ事となれり、嗟呼

馬場「山」八幡宮側座神社

馬場山鎮坐○旧号權現宮、明治三庚午年七月、市杵嶋神社と改め、明治四辛未
年七月、今の号に改む○天安二戊寅年、豊前国宇佐郡馬城峯石体權現宮勧請、
仮に石上に安置す、今の神石これなり、村名を市木と改む、但万寿三丙寅九月
社建替以前之記_記無く由緒詳ならず

宗雄云、素権現宮と唱へしを思ふに熊野神なるへし、然を村名市木を市杵嶋神より出たりとし、社人の苗字の齋木を金屋子社の棟札に佐伯と書きたれと、権現とあるゆゑ一奇軸を出て豊前国石体権現宮を勧請と云れと、豊前国に佐伯氏の由緒あらむや、素より偽なるゆゑかかる齟齬は出来めり、さて明治三年に権現宮を改て市杵嶋神社としたるか、明年春麥尾八幡宮を楣尾神社と云出しそれより両家争論となりたるか、互に新称を止て事済になれるか、権現宮は素より仏語なるゆゑ上より止られてかく側座神社と唱る事となりたり

祭神、詳ならず○神体、木像

宗雄云、明治四年の書上に市杵嶋比女命とあれと、棟札に三社権現宮とも三座権現宮ともありて少も市杵嶋神の事なく、また打まかせて権現宮と云は熊野神なるへく思ゆ、故に詮議して詳ならずと記せり、当社は八幡宮以前の社と思はる

祭日、九月十九日

建物、本社

棟札、奉新建替馬場山三座権現宮社、万寿三丙寅九月^(五)云、神主齋木右門正重

○奉上葺神樂殿、永承二亥年三月、願主村内衆人、社司齋木右門

宗雄云、此一枚偽物なり

奉再建立当社権現御宝殿、寛永八辛未九月○奉新建立権現御宝殿一宇、寛文二

壬寅九月、神主齋木信濃守藤原正直○再建立三座権現宮、文化四丁卯九月○奉

上葺三社権現宮、文政二己卯年九月十八日、大宮司齋木主計藤原正行○葺替三

社権現宮、弘化四丁未年九月十八日

宗雄云、齋木を佐伯連と記て嚴嶋社に由緒あることおほめかしたるか、此所に藤原とあるはいかに

社領、無し

宗雄云、八幡宮の内にあり

金刀比羅神社

越木山鎮座

祭神、伊邪那岐命

祭日、六月十日

建物、本社

小社五十所

町の恵美須社○宮地原の嚴嶋社○早田の要嶋社○大明神の大原社○櫻井古城の宇賀社○茅野の大山祇神○【奥】大野の河内瓶神○同所（大野）の大歳神○奥入の地主神○同所の大山祇神○同所の金屋子神○加斗（計）の宇賀神○同所の大山祇神○一谷の地主神○松原の金屋子神○原田の妙見社○同所の宇賀神○加治屋名の山王社○鱗越の大山祇神○合戦の大山祇神○同所の荒神○鱗越の金屋子神○滝か^{**}谷の大山祇神○同所の荒神○町の宮瀬神○同所の地主神○宮地原の天満宮○辨才天の嚴嶋神○土居の宇賀神○同所の右京亮靈神○八幡神田の地主神○中村の大歳神○麥尾の道祖神○大神の天満宮○中郡の恵美須社○道正原の金屋子神（社）○橋本の金屋子神○内か^{**}原の地主神○矢倉の熊野社○平松の地主神○大石谷の地主神○中野原の飛岩神社○越木の森三神○一瀬の杵築社○押入の日吉社○牛王の牛王神社、祭神素盞鳴尊、神体鏡、祭日十月十五日○大元の大元社、祭神豊受姫命、神体鏡、祭日十一月卯日○麥尾の麥（楣）尾社跡「八幡宮」、祭日八月十二日○麥尾谷の森神社、祭神火產靈命、神体木像、祭日正月十五日○眞櫻山の大元神^{***}社、祭神天御中主神、祭日六月七日森神四十九所

葛の地主神○宮地原の地主神○烏兔の金屋神○同所の大山祇神○古寺の地主神○竹添の地主神○馬橋の地主神○松尾の松尾山神○女男森の地主神○松森の地主神○上林の地主神○熊山の山神○同所の金尾（屋）子神○聖岩（石）の山神○金尾（屋）子の金屋子神○芦谷の山神○柏木谷の大山祇神○森迫の諏訪神○

西奥の地主神○朽谷の地主神○古坊の荒人神○岡の地主神○門前の地主神○早

水の丹後靈神○同所の愛宕神○早水の大山祇神○同所の姥御前○穴塚の地主神

○横畠の地主神○貝崎の幸神○中倉の地主神○大石谷の大山祇神○笠山の大元

神○石原の地主神○沖の澳大神○越木の大元神○四百谷の高地神○押入の大山

祇神○新所の金屋子神○四百谷の大山祇神○森の地主神○【同所】地主神（所）

○一瀬の大元神○同所の龍岩神○唐松の愛宕神○同所の水神○同所の大山祇神

○麥尾の地主神○同所の靈符神

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「公」の語はない。

**「邑智郡神社書上帳 上」では、「か」の語はない。

***「邑智郡神社書上帳 上」では、「神」の語はない。

都賀「本郷」村

八幡宮

松尾山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、木像三、相殿中務大輔春良靈、
神体、木像○同、松童權現、神体、木像二

宗雄云、明治三年の書上に、此相殿の神を除きたるは如何にそや

祭日、八月十五日○八幡宮御役之次第、田楽一番ひかいとうとり、二番まこ次
郎名、以下八番まで略、すまふ一番はしつめひこたに、以下十三番まで略、天
正十三年乙酉八月吉日、伊達又右衛門良重

建物、本社・拝所・神門・鳥居

棟札、奉新建立八幡宮一宇、信心施主大江下野守通良、同中務大輔春良、為武
運長久諸願成就所、于時元龜二年辛未卯月吉日、神主三東七郎右衛門尉、祝司

三上神兵衛尉、造立入日之事、米方五百八拾俵、代方三百廿貫文、為釘鉄六駄、
番匠手間千三百五十人、鍛冶手間二百五十人也、宮奉行片岡美濃守、柱一本墓
版一枚、品川但馬守○再建、元禄八丁亥年卯月、祠官三上和泉守良信、神主
三東伊兵衛尉○修覆、元文四己未年八月、祠官三上出羽守、神主三東宮内○再
建松尾山八幡宮、寛政十二庚申年十一月、神主三上出羽正藤原義久、神主三東
若狭守藤原義次・同父采女義政、都賀本郷庄屋安田兵吉敬品、上野村庄屋三上
幸三郎良信、長藤村庄屋遠藤八兵衛正啓○葺替、天保十五甲辰年十一月八日、

大宮司三上丹波正藤原勝政・同伊勢正藤原義廣、大宮司三東但馬藤原義次・同
惣之進
社領、高二十五石、此現米九石二斗二升九合九才、永錢五百廿四文三分〇一、
八幡御神田神主抱分、田、宮ノ前、武段五畝、米三石三斗、七郎兵衛、以下略、
○田鹿の地主神○田原の歲神
同所の恵比須神○鑪（鉢）の金屋子神○田の*原の山神○毘賣の權現宮（神）

*「邑智郡神社書上帳 下」では、「の」の語はない。

社領、高二十五石、此現米九石二斗二升九合九才、永錢五百廿四文三分〇一、
八幡御神田神主抱分、田、宮ノ前、武段五畝、米三石三斗、七郎兵衛、以下略、

合田数壹反壹畝、米拾三石壹斗九升、合屋敷壹個所三畝、代三百文、合畠三畝、代百廿文、並拾三石六斗壹升、以上、慶長四八月廿三日、左内与助、花押、廣九右衛門、花押、七郎兵衛殿○山藤久右衛門給知打渡坪付、都賀本郷下はた組作右衛門分、屋敷三セ、代武百十文、清左衛門、以下略、以上、田数壹町武反五セ、米九石七斗九升、畠六セ廿歩、代武百十六文、但屋敷除、並拾石六合定、右百姓山之儀、^(悉)急公領ニ付取候也、慶長四九月廿七日、日田新兵衛、花押、佐伯彦右衛門、花押、片岡三良兵衛、花押○於石州邑智郡之内高見村打渡、山藤久右衛門給、一、おふはく都賀、屋敷三畝、代三百文、小三郎、同所、畠一反二セ、代五百文、同人、下奈藤高見、田四反八畝廿歩、米四石一升、彦四郎、一、馬場、三段式畝、米壹石九斗式升、市左衛門、田、米式斗五升、与十郎、給過米、以上、田数八段廿歩、米六石壹斗式升、畠壹反五畝、代八百四十文、並七石四合定、右者御拌領御公役堅固ニ可被相勤候、^并當部御添役、是又不可有違儀候、以上、慶長五年丙子卯月廿六日、花押、日田新兵衛、花押、片岡三郎兵衛、花押

宗雄云、丙は庚の誤なり

石見邑智郡都賀東村之内、居出八幡領坪付打渡之事、八まん神田、田五畝、米五斗、又次郎、以下略、以上、米三石九斗六升、右之神領先年之任筋目ニ被行宛候処実正也、為以来之打渡申所如件、慶長六丑正月廿五日、後七郎兵衛、伊藤平兵衛、神主又次郎殿○段別略、合式拾五石定、慶長八卯十月卅日、かい田四郎右衛門、花押、川小右衛門、花押○神主抱分、一、井ノ木、麥田七畝拾八歩、米壹石六升四合、神五郎、以下略、合拾三石六斗壹升也、右之通明才ニ引分レ相渡申所也、慶長九三月十四日、片岡三郎兵衛、目代物右衛門、笠井与五郎、廣九右衛門、神主七郎右衛門殿○東祐領分拾三石七斗七升五合内七石八升四合ハ八月十五日ノ御祭礼田並御神前御調方宛置申候、相残る御領分ハ修理田ニ被仰付候条、取分右可被相勤所如件、慶長十二未三月廿八日、川小右代片

合田數壹反壹畝、米拾三石壹斗九升、合屋敷壹個所三畝、代三百文、合畠三畝、代百廿文、並拾三石六斗壹升、以上、慶長四八月廿三日、左内与助、花押、廣九右衛門、花押、七郎兵衛殿○山藤久右衛門給知打渡坪付、都賀本郷下はた組作右衛門分、屋敷三セ、代武百十文、清左衛門、以下略、以上、田数壹町武反五セ、米九石七斗九升、畠六セ廿歩、代武百十六文、但屋敷除、並拾石六合定、右百姓山之儀、^(悉)急公領ニ付取候也、慶長四九月廿七日、日田新兵衛、花押、佐伯彦右衛門、花押、片岡三良兵衛、花押○於石州邑智郡之内高見村打渡、山藤久右衛門給、一、おふはく都賀、屋敷三畝、代三百文、小三郎、同所、畠一反二セ、代五百文、同人、下奈藤高見、田四反八畝廿歩、米四石一升、彦四郎、一、馬場、三段式畝、米壹石九斗式升、市左衛門、田、米式斗五升、与十郎、給過米、以上、田数八段廿歩、米六石壹斗式升、畠壹反五畝、代八百四十文、並七石四合定、右者御拌領御公役堅固ニ可被相勤候、^并當部御添役、是又不可有違儀候、以上、慶長五年丙子卯月廿六日、花押、日田新兵衛、花押、片岡三郎兵衛、花押

宗雄云、丙は庚の誤なり

社人、三東吉忠、家筋元龜中三東七郎右衛門より吉忠まで拾代相続同、三上春彦、家筋元龜中三上神兵衛より春彦まで十代相続○書付にし戊無相違裁判肝要候、社内掃塵以下於油断^者可取上候、何義中務帰陣之時、具ニ可申聞候、恐々、天正十六二月十一日、春良、元良、表に新四郎殿へ、春良主、竹村丹後守殿

宗雄云、此外慶長四年八月廿三日と同九年三月との写あり、川小右衛門は川

合なり、川井ともあり

社人、三東吉忠、家筋元龜中三東七郎右衛門より吉忠まで拾代相続

同、三上春彦、家筋元龜中三上神兵衛より春彦まで十代相続○書付にし戊無相

違裁判肝要候、社内掃塵以下於油断^者可取上候、何義中務帰陣之時、具ニ可申聞候、恐々、天正十六二月十一日、春良、元良、表に新四郎殿へ、春良主、竹村丹後守殿

金刀比羅社

金毘（刀比）羅山鎮坐

祭神、大物主命○神体、木像

祭日、十月十日

建物、本社・鳥居

棟札、新造營金毘羅堂一宇、信心願主中場氏勝政、元文四己未年三月、祠官二

上出羽守良正、神主三東宮内少輔

山王神社

土居原鎮坐

祭神、猿田彦命○神体、鏡一、石一

宗雄云、大山咋神ならむ

祭日、十月初申日

建物、本社

棟札、再建、寛延二己巳年十月、祠官三上出羽守良重○再建尾崎山山王權現社
屋根替、寛政十戊午年十二月、願主神主三上出羽正義久
社領、八幡宮領之内にあり、但祭料米一石一斗五升

小社九所

三東の荒神○三上の八重山社○町の恵比須社○大歳（年）山の大歳社（神）○
鑪（鉢）の金屋子神○「イナリ」稻荷社○三東の若宮社（神）○粟嶋（アハシ
マ）の要嶋社○田中の石躰（体）天満宮、募同志新菅廟疏に菅公生して朝廷に
忠、歿して天下に靈あること旧史に存す、重舒またなんぞ贅せん、むかし公の
西にうつるその履歴よるとこれ他邦の幽廻におよひ廟を建、祀り奉る■、また
何そかきらむ、然れども祀廟の制洛郊北野をはじめとす、天トの土庶いやしく
も上京するもの故ニ北野詣て崇ひ敬ふの心を到さゝるハなし、己か兄元栄七世
の祖を對馬といふ、かつて京師にゆき、ついに北野に詣て拝廟す、たま／＼一
拳石を廟外の壇地に見る、おもへらくわか幽辟におる、しづくこゝに來りて
拝廟することを得ず、庶幾くは是を捧てかへり、旦夕敬ひを其前にいたさは猶
したしくこゝに拝廟するか如きか、遂にさゝけ持てかへる、船播海の沖におよ
ひ風波にわかにいたる、同渡覆敗おほし、對馬乗所またあやうふしてまぬかるゝ
ことを得たり、舟師いはく、今日の事危急いふへからず、然れ共ついによく保
全して恙なきことを得たり、かへりミるに客中かならず靈物を齎するものあり、
其威徳によりてしかふして然り、しからすんは則いつくんそよく茲にいたらん、
對馬いはく、わか裝中洛北菅廟の庭石をかくす、或はこれが、舟師曰、靈物ハ
たしてしかり、衆皆肅然こゝに於いて對馬石を奉して誓て曰、神徳すてに衆人
の厄を脱す、神にして靈あらはすなハち我に帰せよと、言おはりて海に投り、
其夜装中神石依然としていませり、意ますくこれを奇とし、因てふたゝひ誓
ていはく、神それ神を石見にやすんすることを欲するか、靈物またかへること
故のことけん、ついに再びこれを投して神石の帰存する、またはしめの如し、

年己巳春、石州都賀郷藤原重舒敬白

宗雄云、こは勧進帖序ともありて別に漢文なるあり、それを仮名交りにした
る物なり、さて此由来を書しものありて大同小異なり、次ニ見て知へし、地
名を八重律には天神と云ふ神石あり、此所を江の坪と云古所なりともあり、
石の太くなる事今村の家に記せる物に寛政六年如月頃あらはれます事五尺堀

寸五分、文化六年己巳、五尺四寸七分五厘、地中に入らせます事いくほどゝ
いふ事をしらすとあり、明治四年春宗雄か改しころ五尺八寸ばかり坐す、
尊きかも奇きかも

石體天満宮奉納和歌片歌

和歌

元日

武州江戸市箇谷淨瑠璃坂、御先手、進藤三左衛門正麗

老の浪またひとゝせをこゆるきのいそしの春はけふそ来にける

花盛開

同土手四番町、御小納戸、東條源右衛門長熙

花ならぬ梢はミえす山桜ミねより嶺にかかるしらくも

梅初開

同人母妙樹尼

夜の本とに咲そめけりな軒近き梅か香ふかし春の朝あけ

野鹿

同、飯嶋平次郎忠之

宮城野の小萩か露に月落てうとくなり行棹鹿のこゑ

同、和学講談所、塙檢校保己一

月のいる西の国まで行はるやわか日のもとのはしめ成らん

書によするといふ心を

丸茂九十郎利久

かしこしなかき伝へ来て筆のあとのことさら広き時はこの時

祈神恋

同、斯波左兵衛義隅

ふたふるに猶や祈んきふね川しら浪かけて袖はぬるとも

暮春蛙

生田六藏敬直

桜ちるせゝら小川に春暮てせきあへぬ花に蛙なくなり

鶯

忠内栄太郎惟新

谷の戸をおし明かたの朝日かけたかきにうつる鶯の声

寒草霜

関口雄助行之

置霜にしはしハ花とミし草をかれ葉にかへす庭の朝風

後朝恋 鈴木半平重教

あひみんハいつの夕としら露の置わかれにし今朝の悲しさ

阿部侯家臣、雨富檢校流謙一

さゝれ石の巖となれる例をも爰ミやるの猶そ榮ん

片歌

西丸御儒者、成嶋国之助司直

神の梅常磐(堅磐)かきはの手向かな

里村氏昌逸

大麻や千引の岩を神の春

同人男、昌以

春にそふ神の光や玉柏

里村氏玄碩

代々朽ぬ石の御座や神の春

連歌宗匠、昌成

岩に生る松や神代の春の種

同人男、昌功

春を経し神の御かけや岩ねまつ

昌惇

降雪や白ゆふかけし岩ね松

昌永

梅や種くれなる匂ふ石の竹

以下略

石見国なる都賀の郷今村何某の主の家にいつき祭給ふ石躰天満宮は、そのかみの家のあるし京師の北野に詣給ひて帰るさにや有けん、そこなる石ひとつを拾

ひて是を爰にまうきつるしにもて帰りて、後々も北野の御神のかんかゝり物にせむとて懷にし給へる、誠の至にや、やかて道すからのからきめをも助け給へり、かく（奇）しひに奇き御徳のいち（年）るき俟に弥かしこく思ひなりて、荷の緒ゆひかためて帰りて棚などに祭奉りし程に、この石（年）としを経てふとりにけり、今は所せき（狹）さまなれハ、かくてハ家の内に祭へうもあらすとてあたりにさゝやかなるほこらまうけていれ奉られりしを、ある時はこらのうちむなしくて石神はおはします、驚きあはて（年）求めありくに、とある田中の清けなる所に見つけ奉りぬ、始は木樵・草かる（刈童）わらはのあされたるわさにやと思へりしを、かゝることゝもしきりなりしかは、さらハ爰や神の御心にかなふ地ならんとて又此所に移しまつる、かくて年ふるまゝに猶大きやかになりて今はさながら苦むす嚴となれるよし、文化七年の頃彼家の同し筋なる今村重舒の君、その御社をすりすへき料を募むか為に菅公のまし（修理）けん御世のことを始め、しかくの事とも書集たる一巻なん已にミせ給ふからに、奇き事の身のそゝろ寒きまで覚え侍れば、いかかハして普く語りつきいひふれまほしく、其年の冬江戸にまつる折から思ひ立て此勧進の文とももて参りて、筑波の道の伴ひ難波のことのはのかたらひにつけつゝ、此ふミともとり出てそよみ給へ、千早振神代もあれとかゝる真心の神の御しわさにはあらす、いさや聖廟の手向わなれハ和歌にまれ詩の（類）たくひにてもなとそゝのかし取集たれど、己か相知れる限たにことく行届されハ、纔に二十五六種（音）斗りなるを重舒かり送り参せたれハ、又去年爰に來り給ひはやく送りし人々のたにさくの歌とも他之紙に書き付て、人の程々につけつゝしゆんを定め、行桃か集たりけん由をも書付てとあれば、何ばかりのろうありかほに端書なとせんハ後を思ふにも恥か（赫）やかしくおこには侍れと、まめく敷人のせちに思ひ立れ給ふかな（否）ミ難てなん、しりへにかくはしるし、時は文化といふとしの十三年にあたる夏卯月のはしめつか（方）たり、行桃へ此面かのも一よの松のことの葉をかき集しも手向とをしれ

都賀物語に石躰天神本郷池の上と云家の上田の中勧請す、古し池の上の老母北野にて美しき石を拾ひ、夫より大坂へ下り大坂にて舟に乗り舟中にて煙草のむとて火打たらより取出し火を打玉ふに此石なり、面倒成事とて海中へ捨給ふ、又舟より上り打給ふに此石出ければ間違にて捨たりと思ひ、又投捨給ひけるに道中にて又ありければ、不思議に思ひ持帰り神棚に上置給ひけるに、枕上に立給ふこと三度なりけれハ、則今の所に社を建、勧請し奉りけるに次第に大きに成給ひ、今は四尺余にて成給ふ、誠にふしきの御神なり、へひろひこし石はいははとなる程に神の恵をうけむとそおもふ、桐舎豊魚

石躰天満宮靈石の図の上に、へつねさはふ石見の國のくにの名やあひにあひたる神のみすかた、出雲宿祢尊孫

宗雄云、此図は近頃画工の写たるか、其折いく度写しても真形に似す、かれ物忌して画たるに能く似たりとぞ、当社に奉仕するは家名を池の上と云ひ、今之主を今村寛吾と云て医を業とす、其先祖は會津の稻村にて三百石はかり領せしか、後に当國に移るといふ、藤原姓なり、世代廿八代はかり相続する由なり、天満宮を勧請せしは今より十二代前と云り、然に文化の頃七世の祖とあり、考へし、さて元ヒンは安濃郡池田村にて初め和田周庵と云ひて今村の別家なり、爰に元ヒンと朱舜水と共に出雲国口多藝に初て漂着し、舜水は水戸殿に賓たり、元ヒンは池田村の周庵か家を主とす、周庵これが弟子となりて元榮と改名せるとそ、元ヒンは後に加賀侯に仕ふといふ

森神十所

宮前の地主神○同所の金屋子神○平藏名の荒神○才の（之）元の塞神○松の松神、旧名松権現○宮本の地主神○大原迫の地主神○同所の降子神○道か（市）地主神○宮前の塚神

*「邑智郡神社書上帳 下」では、「か」の語はない。

畠田村

小社三所

大野の大歳神○仙丸の荒神○下田高の荒神

氏子中、而新為造営云云○再建鳥居、宝暦十三癸未無射上旬、注連主三東對馬守藤原長始○修履葺替、安永二癸巳年五月九日○葺替、享和元辛酉十月廿六日○同、嘉永二乙酉年六月十五日、大宮司三東下野正安平、庄屋前川源右衛門、

塩谷村庄屋加藤庄右衛門、畠田村庄屋吉廻文平

井戸谷村

八幡宮

男山鎮坐○社伝、宝徳二庚午年勧請

宗雄云、享保の棟札に文明八年の事あれり、それより以前の勧請なるべけれ

ハ無き筈なるか、文中たとくしく
と其時すも分明ならざる様子なるに今勧請の年曆を記すは何の証がある、佳
木たゞ

祭神、應神天皇・神功皇后・三女神○神体、木像三、鏡一

宗雄云、中は坐像、左は立像、三面の異形、右は岩に坐し魚を携ふ、鏡ハ鰐

口形なり

祭日、九月十七日○塩谷村才五郎といふ家に当社勧請のとき落着給ふ、其とき

赤飯を奉る此例により、今に祭礼のとき米と小豆を奉るといふ

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、八幡宮御天新建立石州邑知郡九日市組井戸谷村、延宝六戌午九月廿八日、

井戸谷村へいとり三道茂右衛門、庄屋七右衛門○新造立、享保十七壬子年九月

廿日、宮守善之丞代、井戸谷村庄屋鹿瀧井上嘉右衛門、畠田村庄屋菅野庄右衛

門、塩谷村庄屋南波半兵衛、文に九日市組都賀神南庄井戸谷村当社八幡大神宮

者古記云山城國男山八幡大神奉勧請于斯也、其証者古人記玉殿板也、往古文明

年中比者山頂鎮坐耶、常吉監寺再建立棟札之裏書曰、當社八幡大菩薩者尊形法

身也云云、文明八丙申十一月一日、改山頂此平地宮造云云、其後天正七己卯三

社領、高三石九斗六升、此現米二石七升五合、永錢四百八十文

末社、稻荷社、祭日三月十二日

同、荒神「社」

同、栗嶋社

社人、三東文譽、家筋宝徳年中三東左門より文譽まで二十二代相続

宗雄云、慶長十五年三東孫兵衛書類所持逐電せしゆゑ世代詳ならずとそ、橋
を姓とす、棟札には藤原とあり

小社三所

明見の明見社○正部の大元社○井の元の水神社

森神一所

男山の龍水石護法石〔二〕神

都賀物語に龍宮石名宝石、また宝石龍水石とありて塩谷八幡宮に二つの石あ

り、龍宮より上りし石を龍水石と云、此石ある故に此村火難なしといへりと
あり、宗雄云、此石の由来詳ならず、ほとく大石なり、按に三代實錄に貞

觀十六年甲午九月八日、石神一出雲国より来る、是日並從五位下を授とある
石には非しか、其は二とあるに合ひ、当村は出雲国飯石郡に最近なれハなり、
尚考ふへし

*「邑智郡神社書上帳 下」では、「の」の語はない。

塩（鹽）谷村

小社三所

こうく（幸孝）田の幸之^{*}神「社」○原の大歳社○大年田の大歳社
森神一所

御堂原の大元神

*「邑智郡神社書上帳 下」では、「之」の語はない。

**「邑智郡神社書上帳 下」では、これに加えて「猿田彦神社」の記載がある。

祭神、大歳（年）神○神体、鏡
祭日、九月三日

建物、本社・拝殿○以前大木に鎮坐、天保九戌戌年始て小社を建

森神一所

熊野神社

長藤村

曲利鎮坐

熊野神社

下帳

祭神、底筒男命・中筒男命・上筒男命○神体、木像一、鏡二

宗雄云、祭神如何あらむ、歴考[†]

祭日、十一月中臨時祭之

建物、本社

森神十三所

栗木原の大歳神○富士屋の地主神○長藤の大歳神○大響の大歳神○火「ノ」谷
の荒神○志田原の大歳神○同所の金屋子神○同所の荒神○同所の金屋子神○近
江屋の地主神○高梨の地主神○蒲代の金屋子神○魚切の天満宮

八幡宮

都賀西村

小尾山鎮坐○紀伊國高野山聖僧の勧請と云伝ふ、但永禄二己未年山崩のとき書

類紛失年歴詳ならず○旧地大判、永禄二己未年当地に遷

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、木像三

祭日、八月十四日

建物、本社・神樂所・神門・鳥居

棟札、奉再興八幡宮御宝殿一字、永祿十一戊辰十月、大施主志道刑部○奉造立
云々、慶長二十年霜月吉日○奉再興八幡宮宝殿一字、正保五年戊子三月、大施

主志道刑部大輔通良、裏に施主清藏・同嘉兵衛

宗雄云、正保の頃志道氏の支配に非す、殊に通良は天正十年七月廿八日に逝
去せられたり、裏の施主を本とすへし

再建、元祿二己巳初冬、願主波多野三良兵衛・三上清兵衛・竹之内甚右衛門近
信○再建玉殿、寛政元己酉年五月十三日、神主竹内伊豫正義重、庄屋彦兵衛・
同林右衛門○隨身門、文政八乙酉年八月○鳥居、寛政九丁巳年八月十四日○葺
替、文化六己巳年八月○再建拝殿、弘化四丁未年二月廿八日○鳥居、嘉永五壬
子年八月○再興、安政四丁巳年十一月十七日、父大宮司竹内近江藤原義知・同
日向藤原儀連、先庄屋藤原林右衛門、当庄屋林兵衛

宝器、鎗・弓・瓶子・鐙・轡・刀

社領、高十三石三斗三升七合八勺、此現米七石二斗八升七合

大歳社

中原鎮坐

潮村

末社、豊受宮

同、聖神

土人云、紀伊国高野山僧にて八幡宮勧請の人と云ふ

同、入南神、祭神軻遇笑智命

同、船道神

同、昆淨神

宗雄云、此神は俗にホフジヤウとて菜などに生る虫を除む為に祀れるなるへし、然を祭神を本に狂津日命とせありを災をなすより当たるへけれと其虫を祀り其を攘ふ神を祀との別あり、故に筆神ハ除タり

同、稻荷神

同、天満宮粟嶋神

同、金刀比羅社（神）

社人、竹内八雲、家筋永禄二己未年居宅土中に埋れ書類紛失世代詳ならず、永

禄中民部太夫より八雲まで十一代相続

八幡宮

王子鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、鑪鉄

宗雄云、世に王子八幡宮と称るありて祭神を仁德天皇と申す、是は如何あらむ、知へからぬと此所は地名を王子といへは所謂王子八幡宮なるへし

祭日、九月廿九日

建物、本社・神樂所・鳥居

小社十五所

乙谷鑪（鉢）の金屋子神○乙谷の愛雷岩神○大年の大年神○出店原の蛭子神○淨

楽寺の祭神○中谷の地主神○弓場の座王神○若宮の若宮神○越堂の幸神○丁の地主神○同所の金屋（居）子神○石か*坪の大歳（年）神○橋か*坪の幸神○渡

場の地主神○光宅寺の嚴嶋神

森神二十八所

小尾山の地主神○同所の三柱「祭」神○同所の四柱「祭」神○同所の水神○同所の幸神○大判の大元神○せいこ（セイコ）堂の竈神○紙屋の地主神○田中の地主神○長田屋の地主神○同所の幸神○御藏上の地主神○同所沖の竈神○後藤の地主神○今出屋の地主神○のじり（野尻）の地主神○市場頭の竈神○岩屋沖の地主神○新井屋の地主神○淨樂寺の竈神○ほむかく（ホンカリ）の地主神○大林屋の幸神○床場の幸神○赤名屋後の大神宮森○塚か*原の幸神○乙谷の山神○橋か（ケ）坪の大年神○糲祖の川内神

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「か」の語はない。

今井村

森神五所

大判の大元神○山田屋の地主神○山崎の竈神○中屋の地主神○古屋か*内の大

歳神

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「か」の語はない。

宇津（都）井村

八幡宮

隱計山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、鏡

祭日、八月廿一日

建物、本社・神樂所・鳥居

社領、高二石一升、此現米一石四升八合

末社、金刀比羅社

社人、南波千代太、家筋文禄中より再度火災、世代詳ならず

小社十一所

上木の八幡宮○上富の地主神○杉か^{*}谷の八幡宮○栗尾の八幡宮○土谷の地主神○才原（堺）の竈神○後山の地主神○小林の地主神○縁畠（塚畠）の竈神○神原の蛭子神○水越の地主神

森神十二所

上木の地主神○中原の地主神○平の地主神○大谷の生姜神○枚か^{*}谷の地主神○同所の牛神○要尾の蛭子神○土谷の竈神○清水の地主神○宮か^{*}谷の大元神○塚畠（島）の竈神○才堺の七福神

*「邑智郡神社書上帳 上」では、「か」の語はない。

郡大山積神社を合祀せられしより、其方が名高くなりて素の式内の方は聞えすなりにけむ、かくて小笠原氏ハ川本村に移られ其頃川下村に大山積神を遷されたり、其所を三嶋と云ふ、但し其時当社より遷されたるか、伊豫より更に勧遷せられしか詳ならざると、思ふに当社なるを遷たるならむ、其は物には見えされと事の次第を考るにかくあるへき筈なればなり、さて当社の祭神は田立は地名なり、建は健字の略なり、埋は理字の誤にて此上に麻字を脱せるなり、されハ健麻理根命にて火明命六世孫建眞利根命また武椀根命また建麻利尼命ともありて、石作連の祖に坐す、竹田連の祖に武田折命とあるも火明命の六世孫とあれハ同神か、尚式内神社考に就て見へし

社伝に、石見国邑智郡甘南庄宮内村氏神田立建埋根命神社は式内にて貞觀九年丁亥正月元日伊豫国越智郡三嶋大明神を勧請なし奉る故に、此郡を邑智郡と云ふこと延喜式石見の巻に詳なり、茲に新羅三郎源義光の末葉小笠原四郎長親は信濃国前佐・級志一郡十万貫を知行、のち阿波国生摩庄一郡六万八千貫、伊豫国小坂五千貫を知行のところ、細川高國に四國を賜ひしにより小笠原は石見国に移り邑智郡村郷に居住す、阿波・伊豫の守たりしとき三嶋大明神を祈念せること大方ならず、村郷に来て当社の三嶋大明神大山祇命なるを喜悦し祈願せること伊豫に異ならず、是より百姓の信仰百倍せり、神徳明にして小笠原家十五代の運を全す云々

宗雄云、此祭神は頭註に建埋根命一坐正二位大山祇神、遷伊豫越智郡神社云云、社記云、田立建埋根命者大山祇別名也とあるに拠るならむ、或人は十二社權現と云ひ、八重律に七社權現と申す、祭神は志藝山祇・於藤山祇・奥山祇・原山祇・闇山祇・戸山祇・羽山祇の七社に大山祇命を合て八社とあり、是も頭註に基き強て数を合たるにて、かかる神等を委細に祀れる例稀なれハ信かたし、按に大山祇神と云初しは、小笠原氏の伊豫国より移りて村郷村に九代ばかり住れしか、此村郷と宮内は固は一村なりしか、其節に伊豫国越智

宗雄云、延喜式石見卷とは頭註を指り、信濃国前佐は佐久郡、級志は更級郡なるへし、云云と約たるは合戦の事にて此所に用なけれハ也^{なり}
小笠原より祈願書・剣等奉納あれとも神主家中世断絶、火災數度ありて今日に伝るものなし、慶応四戊辰年より八九年以前大雨のとき本社の後山崩落たり、其中に細長の石櫃の如き物出て中に剣・鎗等あり、里人とも小笠原殿の奉納の品なりと云云

土器・曲玉の類あり、是は古き墓と思はる、其事名跡考に就て見へし、此所なるは建麻理根命の孫裔の住所にて其祖神を祀りたるものと思はる本わか、若は其孫裔の人の墓にや

小笠原家三代までは定祭のとき村郷の丸山の麓に小山あり、此小山に御幸あり、
神輿は天文中小笠原兵部大輔長徳の寄附にて其神輿の鏡今に存れり

宗雄云、村郷に神幸の事は彼村にても云伝あり、鏡は神輿の鏡には非す、天文の頃流行の鰐口形の鏡にて、裏に書附あり、宝器の処に記す、他社にては是を大概靈代とせり

村郷も当社の氏子なるか何頃か阿砂村（猿郷）に属り、永禄中小笠原家籠城のとき、村郷の百姓等米を負て峰伝に夜中温湯城に運ぶとき白氣立て道を照す、是当社の神靈の顯るゝなりとて百姓とも笠を取て礼を為す故に笠取山の名あり、一説に神明老人に化て手引を為し賜ふ、其老人に逢とき笠を取より起るとも云ひ、毎夜途中の岩上に老人腰を掛け迎へ給ふ、是を腰掛石と云ふ、手跡今にあり、故に手跡石とも云ふ云々、右慶応三年丁卯四月長州寺社掛福嶋吉右衛門様尋につき里人の云伝へ・丸山伝記・陰徳太平記の譜記に任せ書上る者也、松嶋益軒記

宗雄云、是は無用を省き文を引直して記したれば本書と異なり、但し神社に預る事は少かも漏さず、さて祭神を大山祇命とし其神社の鎮坐地に小笠原長親の移住して喜悦せられし由なれど、建埋根命、豈大山祇神の別名ならむや、故に採らす、前に説くを合て能思ひ見るへし

宗源宣旨に、宗源宣旨、権現、石見国邑智郡宮内村、右宜奉称田立建埋根命神社者、神宣之状如件、文化元年十一月十三日、神部伊岐宿祢、花押、神祇道管領長上正三位侍從ト部朝臣良連、また箱一銘に、石見国邑智郡宮内村田立建埋根命神社幣帛、蓋の裏に、文化元年十一月十三日、神祇管領ト部良連○維文化元歳甲子十一月十三日戊戌吉日、良辰平_（平_）抵定_（石見国邑智郡宮内村_）尔鎮坐、掛毛畏_（毛_）權現末社諸神乃_（廣前尔恐_）美々毛申佐久、抑當社波往古_（与利_）田立建埋根命神社止

雖レ奉レ称、其可レ為レ証_（茂乃_）無久、中古誤來_（利止_）、因而今古昔不復、旧唱乎永世_（尔伝_）奉事乎願_（昌_）祠官・産子等云云、夜乃守日乃守、守護幸給ト恐_（美々申_）寿、文化二丑二月、松嶋山城・同大和、この外郡中社家承和請書一冊、同門舎書一冊あり

式内

祭日、九月九日

建物、本社・拝所・輿庫・鳥居

棟札、古き棟札一枚あり、文字見えす○奉再建立権現御宝殿、元禄十参庚辰拾月十一日、石州邑智郡甘南庄宮内村権現田立地下大小氏子、以精力成就仕畢、

神主松嶋山城守重久、本願人漆谷四郎左衛門、庄屋松嶋小左衛門○奉修復、元文元年丙辰十一月、神主松嶋加賀守藤原重次○葺替、同時○銅幣寄附、同時○修復田立山大權現御神殿、神主松嶋加賀守藤原重次、年月無し○造立鳥居一基、寛延二己巳年九月九日○田立大權現鳥居建立、寛政五癸丑年九月九日○修復、寛政八丙辰年九月○神輿、文化三丙寅年菊月○拝殿造替、文政五壬午花月○修覆、文政十三庚寅年九月九日○葺替、嘉永元戊申年九月○再建立、慶応元乙丑年九月二十八日、大宮司松嶋筑後藤原重春・同伊織藤原重文_（友_）

宝器、鏡六、裏に天文三年壬午九月九日、兵部大輔長徳、花押、源長節、花押○銅幣一、文に享保癸丑之春、縁蝗蟲殃_（綠カ_）厭敵_（厭敵_）而五穀不熟、貧民食乏既向_（二飢餓_（乞丐倒_（于野外_）、羸民滿_（于閭巷_）、於是大樹明君為深慈愍_（焉發二庫倉_（催_）船筏_（、而使_（糧食頒_（与于列國_）焉列國之窮民甦_（乎恩賜_（者不可_（可_）勝計_（也、加_（レ_）之広詔_（國郡_）、足食者炊_（糜粥_（貸_（菽粟_（、以賑_（貧民_（、因_（レ茲鰥寡得_（レ還_（命於無何有之鄉_（、孤獨得_（レ免_（身於餓萎之外_（、而以樂_（無為之德風_（、歌_（太平之化音_（、一繫_（仁恩之淳厚_（而已焉、然後賞_（褒郡県_（恤_（窮民_（者、忝賜_（白銀許多_（、百數當邑亦其一也、於戲至矣、非_（三_）博救_（衆民之危困_（而已、重賞助_（仁政之一端_（、而不_（遺_（纖毫之微志_（者、仁恕之深焉令德之厚焉、

謂與_（二人為_（レ善者於_（是也、可_（見焉時村里預_（恩賜_（之人謂以_（仁君之賜_（為_（小

民之資財、則恐庶^ミ幾乎薄^ミ君沢之洪^ミ、是故以レ之求成^マ銅幣^マ、而納^マ当社之
神前^ミ、以欲レ使下^ニ大樹仁徳之至者^ミ遠伝^ニ于万世^ミ垂^シ乎不朽^上矣、由レ是不レ憚
「僕之鄙陋」^ミ、叩書^{〔印カ〕}來由^ミ以為^ミ贊辭^ニ云

天運至紀

維蝗為殃 餓餓及氓 疲羸滿鄉

君王仁沢 遷達四疆 炊粥貸粟 与財發倉

鳏寡孤独 再生脂肓 恩賜作幣 立納神堂

專祈國祚 千歲伝光 蠡々群萌 維德不忘

聖曆元文元年丙辰仲冬中幹、同邑医生松嶋玄悦廣章謹書

宗雄云、大樹とハ戸平左衛門正明を指るなり

社領、高^ニ二石六升五合、此現米一石一斗七合八勺、永錢十文五分○邑智之郡宮内之鄉タ、チ御神田打渡坪付之事、一、原ノ廻四反大之内、田武段、分米一石七升、さいたう、一、なわての下柳か坪、田一段半、分米九斗、上よころ上、一、宮ノ前、屋敷半、分錢五十文、神主弥八郎、一、上よころのわき道ノ下、

畠六十歩、分錢廿文、同人、一、中ノ御前へ、畠卅歩、分錢十五文、上よころ、一、同所二所合、畠廿歩、分錢十文、同所、以上田地三段半、分米一石九斗七升、畠二百九十步、分錢九十五文、合分米二石六升五合定、クサ山両平、天正廿一年一月十一日、石井惣兵衛、花押、麥尾彦左衛門、神主弥八郎との

宗雄云、此書にタ、チとあるに拠て当社の式内の証とするに足る、また畠一百九十九步の内三口にて百十歩引は残り百八十歩あり、是屋敷の半とあるにあたる、半とは一段の半の義なり、是にて此頃まで一反は三百六十歩なるを知へし、かくて分錢九十五文は分米九升五合に當る、是にて此頃一貫文の地は分米一石に當るを知へし、分米とは公と百姓と分たる意にて後の免米の如く、

則ち年貢に當るなるへし、其年貢に當る所を神社の祭典料、また社人の禄とに除かれたるものなり

末社、稻荷社

社人、松嶋重友、家筋詳ならず、元禄中松嶋山城重久より重友まで七代相続

宗雄云、天正廿一年に神主弥八郎あり、姓氏詳ならず

八幡宮

有井山鎮坐

祭神、應神天皇○神体、木像

祭日、九（八）月十七日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、再建、元禄十三庚辰年十月、松嶋山城○再建立、享保四己亥年九月○奉再建八幡宮御本殿、延享元甲子年九月、石州邑智郡甘南庄宮内邑、願主地下氏子、神主松嶋加賀守藤原重次○修覆、明和五戊子年三月、松嶋加賀守○同、寛政八丙辰年九月○葺替、天保十四癸卯年九月○再建立、文久三癸亥年八月、大宮司松嶋筑後藤原重春・同伊織重久^{〔安久〕}

小社十一所

十王山の住吉「神」社、祭日六月十七日○御前（崎）山の中之^{*}御前「社」、祭神瑞津姫命、祭日九月十日

宗雄云、天正廿一年の坪付に中ノ御前へ畠卅歩とあり、然は奈加能美麻邊と訓へし、さてかく読を思へは祭神は瑞津姫命には坐すして建埋根命に由緒ある社ならむ、其は中は地形によりて上中下と定めたる中にある社ゆゑ云ふこと美麻邊と訓にて知へし、尚よく考へきなり

矢谷屋の神明宮○舛屋の地主神○森下の地主神○西光寺の大歳（年）神○竹の野^{〔野〕}屋の大年神○矢上屋の大歳（年）神○同所の地主神○階原の比（毘）舍門神○榎屋の地主神

森神十五所

田立山の大元神○西田屋の大年神○山根の妙見宮（神）○隠居の大歳神○竹の（之）段の地主神○下横路（与古呂）の地主神○木（喜）久屋の新宮「神」○

同所の地主神○森脇の地主神○大原の地主神○枇杷か（ヶ）内の地主神○槇尾（槇之屋）の地主神○谷野（之）木の天満宮○階原の地主神○松か廻（松ヶ迫）の地主神

*「邑智郡神社書上帳 中」では、「之」の語はない。

比敷村

八幡宮

一心山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、鏡

祭日、八月廿五日

建物、本社・拝殿（所）・鳥居

棟札、奉新建立八幡宮社頭一字、元禄八乙亥九月吉日、比敷村当社裁判判松嶋山城守重久、三上次郎右衛門・同庄右衛門○比敷邑八幡宮御拝殿造立記に、夫天成地定而聖神生^ト顯其中一矣、蓋上下之尊神自生出以降治世、不^レ知^ニ乎幾億万歳、民人万物所^ニ以資生^也云々、銘曰

比敷之邑 八幡丸宮 左從要害 突兀鄉頭

右有原野 漠々景濃 於穆靈社 八紜威^(風)厭

諸願成就 賽者日隆 不承多士 堪敬村農

天長地久 国土永豐 至祝至祷 民榮無窮

嘗寛保元稔辛酉季秋穀旦、遙武教有二齒謹誌○比敷邑八幡宮棟梁銘に、思夫比

敷一心山八幡宮者、不^レ知^ニ孰代奚時勸請^也矣、在^ニ小祠一字、雖^レ然険小也、故一邑舉而欲下延^(遂)棟梁^{新造立上}、相議窮而遽然勿物伐^{竹木}不^レ日成、僉言通

亨乎靈鑑歟、氏子雀踊不^レ可^レ謂也、於^ニ茲^ニ祈^ニ棟札于余^ニ、予非^ニ其器^ニ再三
辭不措徒記^ニ歲月^ニ而已矣、銘曰

惟一心山者 岌岌兮地穹 八幡大菩薩

鎮座謾閼宮 直下乎三国 美景更無窮

巍々哉神德 邇^ニ逐^ニ舉尊崇 威光兮日益

氏子保運^(紙) 三韓入稅貢 昔思盡深忠

魔鬼除千里 欽崇加艸風 村里謌壽考

黎民繫穰豐 五穀歲^ニ蕃々 欽声西又東

恭以佚不^ニ 方弗乎水凍 至祝兮至祷

古今中道隆 天下泰平陞 四海波濤融

于時寛延戊辰季秋、隣村福田遙武老至老沃百姓^ニ拜誌焉、裏に山号之事、山号無^ニ知人^ニ、三上氏曰、隨^ニ意名^レ之、於^ニ于茲^ニ右山為^レ号他後有^ニ下知^ニ旧号^ニ人上改可^ニ也、曰、一者万物之始也、曰、一生^ニ二生^ニ三生^ニ万物者是神也○建立

寛延元稔戊辰十月穀旦、年寄三上伊兵衛、庄屋西嶋傳兵衛、頭百姓九右衛門○鳥居再建、天明八戊申年八月○再建立、文化三丙寅歲十一月、神主大宮司松嶋山城守藤原重則、大宮司松嶋大和守藤原重利、以下名略○拝殿造替、文政五壬午年菊月吉日○修覆、文政十一年戊子清月日○再建鳥居、文政拾一稔戊子八月○葺替、弘化二年丁巳正月廿一日○再建、安政六年己未九月吉日、大宮司松嶋筑後重春・同伊織、庄屋西嶋又右衛門、以下名略○再建鳥居、元治元甲子年葉

月吉日

末社、大元社

小社四所

古屋の八面神「社」○大前^ニの金屋子社○神田の幸神「社」○前迫（左古）の恵

比（美）須社

森神ニ所

向堤の大元神○新屋の大歳（年）神

伏谷村

賀茂神社

鶴（鶴）池山鎮坐

祭神、別雷命○神体、鏡

祭日、九月廿五日

建物、本社・神樂所

棟札、再建賀茂大明神、享和二壬戌初冬、神主城月數馬正藤原好春、庄屋尾糠順右衛門信義、頭百姓城月波右衛門、百姓代同幸右衛門、以下名略、但百廿一歳当^ニ再建

宗雄云、百廿一年は天和二壬戌年なり

葺替、天保五甲午年、元治二乙丑年四月晦日、以下名略

末社、奥御前社

社人、城月好泰、家筋世代詳ならず、寛保中城月丹宮より好泰まで五代相続

八幡宮

鶴池山「賀茂神社境内」鎮坐○旧地横廻山

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、鑪鉄、木鏡

祭日、八月十七日

建物、本社

棟札、再建八幡宮、大宮司城月大記藤原好秀・同撰津藤原好泰、庄屋漆谷元左衛門、頭百姓三上勝平、百姓代渡邊利三郎、以下名略、但安政二乙卯十一月十二日と別板にあり

小社二所

殿居屋敷の荒神社○金淵の石神社

森神十四所

正の*神田の地主神○布野屋の地主神○大廣屋の地主神○松原の地主神

土人云、出羽川の流に吉時と云所に井手あり、此水にて下伏谷の農家十七八

軒田作せり、此水の掛りにて田地に成る事を見立て願し人を松原の地主神と祀り、少の森あり、祭は無れとも後世の為に功ありし人ゆゑ當御改につき申

上るとなり、是は明治四年の春の事なり、但し其人の姓氏名等の知ざるは残念なり、後に猶よく尋へし

沖田屋の蕎麦面森神○山形屋奥**の黄番（幡）神○正の*神田の神勅不呂○掛橋の黄幡神○瀧尻の大伴（黄幡）神○登尾の塞神○折渡里***の地主神○城久籠の地主神○今山の地主神○楨原の地主神

*「邑智郡神社書上帳 中」では、「の」の語はない。

**「邑智郡神社書上帳 中」では、「奥」の語はない。
***「邑智郡神社書上帳 中」では、「里」の語はない。

井土山鎮坐

村之郷村

八幡宮

井土山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、鏡二、石二、鏡の裏に八幡大菩薩本地觀世音御正体、勸請之大檀那伴之朝臣安國兵庫助祐廣、花押、源朝臣三上右門重良、花押、于時永禄九年丙寅六月吉日

宗雄云、明治三年書上に永禄九年の勸請とせれど、按に御正体勸請之云云とあるを想ふに、此時靈代の鏡を下たるゆゑ別て御正体云云と記したるならむ、実の勸請とハおもハれず

祭日、八月十九日○十二間座敷覚^計、一、うらて役、下かじや、一、同断、もりの下、一、すまふ、山さき、一、同断、おくさこ、一、同断、いたや、一、同

断、あれ、一、ひとりすまふ、いしとう、一、衣裳かりしめ内けいご、丸山、
一、同断、長とら、一、神楽あかし役、新二郎、一、同断、高丸、一、社家衆
まかなひ、中屋、一、たなもりやしき御神酒御用聞、宮原、右古来有来之行事、
享保四年亥八月吉日、村ノ郷庄屋西嶋新右衛門、同頭百姓小田八十郎・同中市
福田八郎兵衛

土人云、宮原と云家、以前棚守役のところ争論ありて致仕すと云り
神事の次第、一番御酒、阿連・石堂一人より盃を始め左右に廻る、二番御飯、
右両家より配る、三番御酒、右同断、四番餅御供、右同断、表屋敷十三軒に三
つゝ配る、五番切御供、右同断、数も同じ、六番蒔餅、数凡三十、七番宮本よ
り御酒、前に同じ、宮本は齋藤氏なり、八番降居両所、九番舞、御幸の時通
り幣舞・矛舞なり、十番斎祭、榊をもて祭る、十一番字羅弓(古手弓)、兩人刀を抜て舞
ひ切合の式あり、後に双方手拭をもて互に頭を包まむと為す、包まれたるかた
負なり、以前は真剣の勝負せしとそ、十二番一人相撲、以前は二人なりしか一
人此相撲のとき殺されしゆゑ、其後一人なりとそ

宗雄云、右は百姓家付にして古来より勤め来るといふ、齋藤氏は阿須那村の
社人にて当社を兼勤せり、降居両所は初め堂と云所に御神幸あり、還幸の後
また改て神楽所に御神幸あるをいふ

棟札、石州邑智郡山南村之江井土山八幡宮修復記に、夫吾国者神國也、自判
建物、本社・拝所・鳥居

二両儀「以降神祇化出矣、大始國常立尊天七地五之神代不レ応知(古)幾億万歳」、
豈及「於凡慮之算數乎哉、神武帝繼於神明之德」自皇於天下、已來教民
稼穡之道「儲神祠時々祭祀」、百工得レ処漁獵鉤鮮王化巨成焉、自後至「於邦
畿千里外國辺里」立社廟称「產生」曰「氏子」每歲祷五穀成熟「春種秋收万代
不レ変教育尽レ美矣尽善也、咲本朝人武異域三皇、雖下阻海山時世不上レ同
所以得志行于人」、若レ合符節也、奚不可崇哉、伏惟當社八幡宮者不レ

記「勧請何代」、口伝称「井土山八幡宮」、古昔者在「社田」、有十二之座役一
中十二者勸請之節村、祭事亦全盛也、嗟乎及「五季之衰」殿閣祭祀半頽敗、纔裡手相撲旧
式之存歟、今在處神殿者、寛文年中創之歟、口碑不詳也、雨穿「脣棟」霜雪
曝「玉殿」、以所作「修覆」而後衆奉曰恨無「棟梁銘」、今又不記、又使下「後人
恨」後々世々人上、冀公「記事由」兼書「材木繩竹之牒於板裡」、予無「筆力」再
三辞之、不措不顧固陋書梗概云爾、版余綴俚語十二韵、奉備二
正鑑」

自判元氣 隅陽已成 偉哉神徳 品物資生

万代不易 四時順行 儼然如在 靈鑑月明

玄妙不測 淵々清々 看々中道 即今至誠

澗々盤水 流沫盈々 三韓日域 威風八紇

鎮護武運 治化凡情 天下治久 国衛長榮

社頭堅固 鄉里安平 至祝敬艸 沐手額頃

于時享保第四稔己亥中秋穀旦

宗雄云、作者の名無し、雨字の上に風を脱し、以所は所以の上下になれり、
書写のとき誤れるならむ

棟札、上葺、安永四乙未年十二月、大宮司齋藤長門守大江良孝、庄屋殿河内南
波又兵衛、頭百姓大久保五良兵衛○再建、文化五戊辰初冬六日○再建宝殿、天
保三壬辰初秋○葺替、元治元甲子年七月八日

小社五所

下畠(畠)の金屋子神○森(毛利)の大歳神○奥廻(左古)神田の森神○石堂
の薬師神○同所の幸神

森神八所

大元の大元神○才塙の幸神○井下原の地主神○神田の袖神○新治(二)郎の幸
神○寺向(田)の大歳神○宗利原の源太夫靈○魚切の御崎神

土人云、源太夫と云者の妾その本妻を鏡淵と云に落して殺せり、此時鏡を持て落しより鏡淵の名あり、また髪の掛けし松を髪掛松と云ふ、かくて其後宗^(宗)を為しゆゑ源太夫と其女房を御崎神と祀ると云り、源太夫墓は今は田中に在り

布施村

八幡宮

田中山鎮坐

祭神、品陀和氣命○神体、木像三

祭日、八月廿六日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、延宝七己未年八月、神主三上宮内丞、本願人庄屋漆谷太郎右衛門、組頭

宮原小兵衛、田原長庵老○再建主八幡宮、元禄十二己卯年菊月中旬一日、神主

三上越後守重好、大檀那老^(ワルシ)漆谷助右衛門、庄屋田原八良右衛門、組頭寺前三良

右衛門○再建、享保元丙申暮秋十五貢、神主宮内重好、本願主漆谷庄左衛門、以下名略○新再造、享保十五戊戌^(庚午)年九月、神主宮内正、願主漆谷庄左衛門、以下名略○上貢、天明二壬寅陽月首一辰、神主三上雅樂藤原好房・同翰林好忠、

庄屋田中幸右衛門、以下名略○改造社地地引石垣、文化八辛未年八月、神主三上大祐守藤原好輝・同翰林好忠、以下名略○上貢、文化十癸酉年神無月六日、神主三上翰林好忠・同大祐守好輝、以下名略○貢替、弘化二乙巳年八月○同、元治元甲子年九月

小社三所

長源寺の八幡宮、祭日八月朔日○鍛冶（梶）田の大元社、再建文政二己卯年菊月下九日○川西の恵美須（蛭子）社

森神八所

五反田の地主神○長田屋の地主神○才塙の幸神○八代名の八代大神○樋か^{*}はな（鼻）の大歳神○めふき（芽吹）の幸神○川角の地主神○大畠の權現神

宗雄云、八代大神は出雲国大原郡屋代郷ありて風土記に屋代社あり、是を史伝に大国主神なるべき由あり、若は是か太神としも唱ふればおほろけの神には非す、前に引る出雲風土記の布勢郷の故事を合て見へし

*「邑智郡神社書上帳 中」では、「か」の語はない。

八幡宮

龜井岡鎮坐

八色石村

祭神、品陀和氣命・玉依比賣命・息長帶比賣命○神体、木像二、鏡一

祭日、九月十三日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉再建立八幡宮、寛永十七仲秋、神主西田宮内太夫父・同左京丞子、漆

谷三郎右衛門尉・同惣左衛門、以下名略○新建、慶安二丁丑年八月、神主宮内太夫、本願漆谷休味老・同田原次郎兵衛尉、年寄漆谷勝左衛門、庄屋田原喜二郎○新建舞殿、寛文元辛丑年八月、本願施主乙卯年・甲申年○新建、寛文十一辛亥年十月廿七日、神主三上宮内太夫・同子六郎右衛門、本願人次郎兵衛・三良右衛門、文中に甘南備庄八色石村と有り○再建、元禄十三庚寅^(マメ)暮秋十三日、

神主三上越後守重好、本願人漆谷弥曾右衛門・藤田安左衛門・同五郎兵衛○新造拝殿、宝永七庚寅仲秋初八日○再建、享保元丙申暮秋十三日○再建、寛保元辛酉年霜月吉日、祠宦三上若狭守藤原好房○新造、宝曆五乙亥年霜月中三、祠官三上若狭守好房・嫡子八百枝、以下名略○再建拝殿、宝曆七丁丑年九月○上

葺、天明六丙午年後十月、神主三上若狭守好房、当職三上翰林好忠、以下名略
○八色石村龜井山八幡三社大神宮石垣、文化二・同三〇葺替、文政元戊寅年十
月〇再建鳥居、文政十三庚寅年菊月〇再建拝殿、天保十四癸卯年、三上大和藤
原好孝、庄屋野田金左衛門、以下名略〇葺替神樂殿、安政六己未年九月〇同、
文久元辛酉年九月、三上對馬藤原好孝・同美濃藤原好任、以下名略
社領、高一石二斗五合、此現米六斗三升九合二勺〇八色石村八幡領打渡之事、
合一石二斗五合、右ハ寅年御檢地之時付落ニテ無御付候■御檢地之荒否開ニ申
付、右之前卯年自八幡領相遣候事、大久保十兵衛殿御意候申渡所如件、慶長八年癸卯二月十五日、今井宗玄、花押、神主弥左衛門殿

宗雄云、此書老草にして字読かたし

末社、金刀比羅社〇棟札、再建立金毘羅神、嘉永二癸丑年十二月十一日〇葺替、

万延二辛酉年六月九日

社人、三上好任、家筋詳ならず、寛文中三上宮内太夫より好任まで七世の名散見

宗雄云、宮内太夫、次に重好、次に好房、次に好忠、次に好輝、次に好孝、
次に好任なり、また慶長中神主弥左衛門とあるも当家の祖なるへし
小社三所

八幡宮

水玉山鎮坐

都賀行村

八色石立石（竜岩）の八色石神「社」、祭神素盞烏尊・大己貴命・少彦名命、

祭日三月三日、棟札奉建龍石大明神宝曆四甲戌年十月、再建明和八辛卯年三月

三日、同天明七丁未年十二月、同寛政九丁巳年、新建鳥居寛政十戊午中夏、再

建文政三庚辰如月朔日

宗雄云、村名に負るを想へば深き由縁あるへし、石は八色石山の頂にありて

土中より自然に突出したる岩なり、色は八色といふ様にも似す、土人の云伝
も詳ならず、近江国伊香郡布勢立石神社あり、当所も近く布施村あり、由は
無きか、八重律に八色石権現岩の前に素盞烏尊鎮坐石の高三間ばかり、素盞

上市の恵比須「神」社〇下市恵比須「神」社
森神十二所

ひじりめん（聖面）の大元神〇宮空の奥御前〇森（毛里）の大歲神〇てんは
（天場）の御（森）神〇妙見山の妙見神〇新屋の愛宕神〇迫の地主神〇中の
（之）名の地主神〇板屋の幸（荒）神〇塙の幸神〇上市の地主神〇中大谷の幸
神

鳥尊八岐の大蛇を切給ふに飛て八色の石となるとあり、濱田の石神社伝に八
束水臣津野命この国に來給ひけるとき婦人ありて告曰く、此國に八色の石あ
り、山を枯山になし川を干川になし常に蒼生を脳す、命これをばかり給へと、
故、命その所に到り給ひ石を切て両端となし給ひければ、首は飛て邑智郡の
龍石と化し、其尾は裂て美濃郡の角石と化す云々とあり、此は名跡考の石見
条に弁たれハ見へし、祭神は大己貴命・少彦名命とあるそ、反て由ありけな
り

建物、本社・幣殿・鳥居
棟札、奉新建立八幡宮御宝殿一宇、寛文八戌申年十月十一日、神主富永左京大
夫父・長右衛門尉子、文に邑智郡甘南備庄都賀行村八幡宮云々、片岡氏・山根
氏・富多氏・篠目氏・土井氏・猪谷氏・上天氏・曲淵氏

宗雄云、上天氏は近頃まで医師にてありしか、今は無じとぞ、此外古き棟札

あれと文字すれで読めず

祭日、十月十（八）日

建物、本社

小社十所

華表、元文五庚申年八月、祠官富永因幡・同宮徳、本願主尾原小兵衛知菊、文
に当社者蓋石清水之同体而不レ知三何代鎮^レ坐於當所也云云、状等皆是当州佐
波前城主三善氏所^ニ寄附^ニ焉、彼氏族世倚頼乎云云、華表立尾原氏其先則佐波
氏陪臣也、惟時宝永二年酉七月也、然後寒暑易移者三十餘年、享保十八癸丑仲
秋大地震云云、華表亦於此也摧破云云○葺替、文政十丁亥年六月十三日、神主
富永因幡正藤原安久父・同長門正藤原安次、庄屋菅野安平○同、嘉永六癸丑年

十月十四日

社領、高七石七斗七升、此現米五石九斗、永錢三百文

末社、金刀比羅社○神体、鏡一〇棟札、再建、寛政七^ニ卯^ヲ年九月○同、文政十
丁亥年六月十日○葺替、天保十四癸卯年九月○再建、元治元甲子年四月十日

同、權現社、祭神大國主命
同、八王子神、祭神八体龍神

社人、富永豊、家筋詳ならず、慶長中富永神右衛門より豊まで十代相続

金屋子神社

大原鎮坐

祭神、金山彦神・金山姫神○神体、木像、鏡

祭日、三月初子日

建物、本社・拝所・鳥居

八面神社

猪之谷鎮坐

祭神、八雷神○神体、鏡

宗雄云、此祭神信かたし、八字に泥めるならむ、祭神は佐比賣山神社と同神
ならむ

森神十七所

* 水玉山の大元神○同所の地主神○同所の山神○小さめ（サ、メ）道場の天津宮、祭神
古寺の地主神○山根奥の山神○宮内谷の地主神○道場の地主神○山本奥の金屋
子神○同所の地主神○藤之屋下の地主神○中岡屋向の山神○田丸屋奥の地主神
○上艾の大年神○同所下の地主神○吹か^ニ谷の山神○芋畠の地主神

* 「邑智郡神社書上帳 下」では、「か」の語はない。